

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）)

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

平成24年9月21日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局木曽川上流河川事務所長 浅野 和広

1. 業務概要

1) 業務名 平成24年度杭瀬川南若森墓地移転計画検討業務（電子入札対象案件）

2) 業務内容

本業務は、杭瀬川改修事業によって支障となる墓地を公共事業の施工に伴う公共補償基準要領に基づき補償するにあたり、代替候補地における墓地区画割案、墓地造成計画案を作成し、墓地造成費用の算定等墓地移転計画全般について検討するものである。

3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成25年3月22日

4) 入札方式等

本手続きは、参加表明書及び企画提案書を同時に提出するものである。

本業務は資料提出、見積書提出を電子入札システムで行う対象業務である。

電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

2. 企画提案書の提出者として選定されるために必要な要件

企画提案書の提出者は、以下に示す要件を満たす全ての者を選定する。

なお、企画提案書の提出者として選定した者には、選定通知書を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者については書面により通知する。

選定通知の日は別表①の日を予定する。

1) 基本的要件

参加表明書を提出する者（以下、「参加表明者」という。）は、次の①に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

①単体企業

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における補償コンサルタント業務に係る平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書等の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※①(2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも参加表明書及び企画提案書を提出することができるが、選定通知の日までには当該資格の認定を受けていなければならない。なお、選定通知の日は別表①の日を予定する。

2) 業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ①再委託の内容が、主たる部分の場合。
- ②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

3) 参加表明者の業務実績等に関する要件

参加表明書を提出する者は、平成14年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。ただし、再委託等により行ったものは、実績として認めない。

同種業務：補償コンサルタント登録規程（以下登録規程という。）第2条第1項の別表に掲げる登録部門の物件部門に係る、墓地の調査・算定業務

類似業務：登録規程第2条第1項の別表に掲げる登録部門の物件部門に係る、同種業務以外の補償業務。

4) 配置予定主任担当者の資格に関する要件

配置予定主任担当者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、参加表明書の提出期限までに当該登録規定第2条第1項の別表に掲げる部門の登録を受けていない参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に登録規程に基づく「補償コンサルタント登録（新規・更新・追加）申請書の写し」を提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに登録を受け、「補償業務管理者証明書」及び「登録通知書」の写しを提出しなければならない。

- ・ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務管理者
- ・ 社団法人日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規定（平成3年理事会決定、以下「実施規定」という。）第3条に掲げる物件部門に係る補償業務管理士

5) 配置予定主任担当者の業務実績に関する要件

配置予定主任担当者は、平成14年度以降に完了した同種又は類似業務において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。

なお、照査技術者としての実績は認めない。

同種業務：補償コンサルタント登録規程（以下登録規程という。）第2条第1項の別表に掲げる登録部門の物件部門に係る、墓地の調査・算定業務。

類似業務：登録規程第2条第1項の別表に掲げる登録部門の物件部門に係る、同種業務以外の補償業務

6) 手持ち業務量に関する要件

① 平成24年9月21日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成24年9月21日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは主任担当者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

② 本業務の履行期間中は配置主任担当者の手持ち業務量が①に示す金額及び件数

を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置主任担当者を、以下の(1)から(4)までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 当該配置主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- (2) 当該配置主任担当者と同等の技術者資格を有する者
- (3) 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置主任担当者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
- (4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

7) 企画提案書に関する要件

参加表明書は、次の事項について企画提案書を提出すること。

- ①実施方針
- ②業務実施体制
- ③特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

- ①墓地区画割案を作成する上で検討すべき留意事項とその対応策

3. ヒアリング

ヒアリングは、基本事項の確認のみとし、企画提案審査後に実施するものとし、原則として企画提案の評価において満点の60%以上の評価値を得たもの者を対象に実施するものとする。

- (1)実施場所：中部地方整備局 木曽川上流河川事務所
- (2)実施日時：別表④のとおり
- (3)ヒアリングの日時は協議の上、決定する。
- (4)ヒアリングの時間、留意事項等は別途通知する。
- (5)ヒアリングは配置予定主任担当者に対して行うものとし、配置予定主任担当者以外の出席は認めない。

4. 企画提案書を特定するための評価基準

1) 企画提案書の記載内容及びヒアリングでの聞き取り内容において、次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。

- (1)企画提案書の非特定事項

- ・内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない
- ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となつ

ている

- ・実施方針と特定テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない
- ・実施方針と業務実施体制のいずれかが 0 点の場合

(2) ヒアリングの非特定事項

- ・技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない
- ・本業務の目的、内容又は企画提案の内容を理解していない
- ・質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切

2) 評価項目

(1) 基本事項 (参加表明者)

業務実績

(2) 基本事項 (技術者)

業務実績

(3) 企画提案書

実施方針、業務実施体制、特定テーマ

(4) ヒアリング

技術者としての基本的な技術力、技術提案書の内容に関する知識

5. 手続等

1) 担当部局

〒500-8801 岐阜市忠節町5-1

国土交通省 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所 経理課 契約係

電話 058-251-1322 FAX 058-251-1322

メールアドレス : keijyory@cbm.mlit.go.jp

2) 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書の交付期間 : 別表②のとおり。

交付場所及び方法 : 「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した業務説明書をダウンロードすることにより交付する。

HPアドレス : <http://www.cbr.mlit.go.jp>

「公開情報」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「入札公告、掲示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、企画提案書作成についての参考資料や見積りに必要な別冊図面及び特記仕様書（案）等は、「電子入札システム」により交付する。

ただし、やむを得ない事情で「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、5. 1) の担当部局まで連絡し指示に従うこと。

3) 参加表明書及び企画提案書の提出期間並びに提出先

電子入札システムにより提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※ 注1）（以下「郵送等」という。）」により提出すること。詳しい提出方法については説明書による。

提出期間は、別表③のとおり。

提出先：5. 1) と同じ。

ファイル形式：電子入札システムによる参加表明書のファイルの形式については、以下のいずれかの形式にて作成するものとする。

- ・一太郎 2007 以下
- ・Microsoft Word2002 以下
- ・Microsoft Excel2002 以下
- ・その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH形式

留意点：複数の申請書類は、すべてを1つのファイルにまとめ、契約書等印があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼付けること。

参加表明書と企画提案書を併せて参加表明書として提出すること。

※ 注1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

6. その他

- 1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 契約保証金 免除
- 3) 契約書の作成の要否 要
- 4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- 5) 関連情報を入手する為の照会窓口 5. 1) に同じ。
- 6) 参加表明書提出期限から見積合わせの日までの間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けた場合は、非特定又は特定の取消の手続きを行うこととする。なお、見積合せの日は平成24年11月8日を予定している。
- 7) 本案件は資料提出、見積書提出を電子入札で行うものであり、対応についての詳細については、説明書による。

別表

①	選定通知の日	平成24年10月17日
②	説明書の交付期間	平成24年9月21日から 平成24年10月10日まで
③	参加表明書及び企画提案書 の提出期間	平成24年9月22日から平成24年10月11日 までの10時00分から16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	ヒアリングの実施日時	平成24年10月24日10時00分から 平成24年10月25日16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)